

第11回世田谷区農業委員会総会

日：平成30年6月29日（金）

場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

第11回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：平成30年6月29日（金）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、山崎義清、佐藤満秀、橋本隆男、渡邊武彦、田中光男、高橋敏昭、上野博、佐藤治雄、池亀宏、森安一、田中宏和、永井潔、三田浩司、高橋良治、諸星養一、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：苅部嘉也、山崎節彌

出席の職員：事務長 筒井英樹、事務次長 河野裕宣、主事 會田航、主事 湯本由美、

午後 2 時57分開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻前ですが、皆様おそろいですので、ただいまより第11回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認、会長あいさつ)

高橋会長 議事に入ります前に、本日は苅部嘉也委員と山崎節彌委員が欠席でございますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日の署名委員のお願いですが、佐藤満秀委員と渡邊武彦委員、よろしく願いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

今回は、(1)の第1号議案はございません。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、農地法第5条が4件となっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.1をご覧くださいと思います。

第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-4-2。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2-1をご覧くださいと思います。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について、全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号30-5-3。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2-2、受付番号30-5-4。

(事務局より届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2-3、受付番号30-5-5。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2-4、受付番号30-5-6。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

事務局からは以上でございます。

高橋会長 ただいまの件につきまして質問がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、(3)の第3号議案、その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが8件ございます。農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についてが1件ございます。

それでは、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

1件ございますので、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.3をご覧くださいと思います。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、この件について調査されました渡邊武彦委員、調査結果の報告をお願いいたします。

渡邊委員 それでは、報告させていただきます。

6月20日に事務局2名とともに調査に伺いまして、引き継がれている さん、それと、さんが立ち会って、調査いたしました。

まず、 さんは結構なお屋敷で、屋敷内の東側、 分の ぐらいが農地になっているんですけども、ちょうど屋敷を今年の夏前ぐらいから建てかえていまして、パトロールのときは、工事関係の車両とか、畑も外から全く見えないような状態で、ちょっと上ってみたんですけども、建てかえ中ということで、どなたもいらっしゃらなくて、9月に伺った際には作物もないような状態で、草ぼうぼうという感じだったんです。建てかえ等がありましたので、しょうがないなと思っていまして、今回の調査になって、そのすぐ後に さんが亡くなられたようなんです。

まず、この さんが1年ほど脳梗塞で入院されていたということで、それでお亡くなりになられて、その間、 さんが、既に平成16年ぐらいから農業に携わられているということですので、そのあたりは特段問題ないかと思われま。当日伺ったときに、農地が m^2 で、 分の ぐらいが野菜畑という感じなんですけれども、いかんせん作付率が非常に低いんです。作物はトマト、キュウリ、ナスが 本あるかないかぐらいで、後は周りが

空いてしまっているような状況です。残りの 分の は小型の温室のランの栽培ということで、ランの鉢はあったんですけども、いかんせん夏場ですから、失礼な話なんですけれども、鉢が手入れされているようにも見受けられなかった感じです。残りがレモンが本ちょっとあるんですけども、あくまで下草も刈り込まれたという雰囲気はなかったんです。

当然、相続が絡んだ今回の申請ということと、家の方の建てかえがあったので、余りきついことを言うのもなんですので、とりあえず、この先、税務署等の調査、パトロールなんかもあるので、きれいにして下さいということだけお願いしたような次第です。あと、温室の小さいのが2つ、あと物置がちょっとあるんです。くいの確認までとれませんでした。それがもしかしますと、一部農地にかかっているかもしれませんで、そのあたりも税務署の見解を気にして下さいということは事務局からもお伝えしました。肥培管理につきましては、もう少しきれいに整えていただくということが先決だと思いますので、きついお願いではないんですけども、そのあたりはお願いしてきました。

販売につきましても、レモンなんかは分からないんですけども、一部、野菜等は即売会の方へとおっしゃっていました。主体はむしろ自家消費なんだということは本音でおっしゃっておられました。ですから、作付率みたいなことに関して、ほかの皆さんがどうお考えになられているかもありますが、もっと作物を作れと言うべきなのかどうかというのは疑問点なんです。

高橋会長 ありがとうございます。ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

私も同じ地域の中の間人ですので、できるだけきちんとやるように言っておきます。

渡邊委員 ありがとうございます。

高橋会長 では、証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。ほとんど賛成のようですので、相続税の証明書を発行することといたします。

以上で相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。8件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 1をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 調査されました佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

佐藤(治)委員 6月22日に事務局2人と行ってまいりました。さんとさんの2人で農業をやっておられます。作物は、トマト、ナス、ジャガイモ、ラディッシュ、インゲンだとか、いろいろなものがあってありました。そして、この方は花の苗なんかもやっております、時期的にはちょっとずれちゃうんですけども、ベゴニアだとかニチニチソウ、そういうものがまだ残っております。その販売ですけども、JAの販売所へ3割、自宅が7割、それで大体全部網羅をしているということでございます。畑の管理はよかったと思います。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4 - 2をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。調査されました佐藤治雄委員、よろしくお願いいたします。

佐藤(治)委員 6月22日に事務局2人と私の3人で行ってまいりまして、さんは、ちょっと体調がよくないので、それほど農業には従事しておりませんが、さんが主に農業をやっておられます。作っているものは、ジャガイモだとかナス、トマト、トウモロコシ、サトイモ等々、きちんと本当にきれいにやっておられました。そして、販路ですけども、JAの直売所が3割で、自宅が7割ということでございます。私の見た3

件ともすばらしいですけれども、ここは特にすばらしかったです。

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、意見はないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目、4件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-3、資料No.4-4をご覧くださいと思います。
3件目、4件目につきましては、被相続人が同一でありまして、相続人が被相続人に対する
及び
であるため、続けて、まずは事務局から説明させていただきます。なお、
調査結果の報告につきましても、佐藤治雄委員に続けて行っていただきます。

それではまず、資料No.4-3をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営
営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

1枚おめくりいただければと思います。資料No.4-4、第3号議案引き続き農業経営を行
っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 ありがとうございます。佐藤治雄委員、調査結果の報告をよろしく願います。

佐藤(治)委員 6月22日に、事務局2人と行ってまいりました。資料No.4-3の
さんは
で、資料No.4-4の
さんは
でございます。労働は、この
さんと
さんの2人で農業を営んでおりまして、ここも果菜類、トマト、キュウリ、ナス、ピーマ
ン、ズッキーニ、あとツルムラサキだとか、そういうものを大変きれいにやっております
た。そして、その販路ですけれども、JAの直売所が9割、自分の家で自販機で野菜を売
っているのが1割、それから
に
というのがあるんです。そこの1階で野菜なんか
をやっていますよね。
のマルシェですけれども、頼まれるとそこへも出荷をしている
ということでございます。農業の方はきちんとやっておられると思います。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、意見がないようですので、まず3件目について採決させていただきます。

3件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、3件目は証明書を発行することといたします。

次に、4件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 それでは、4件目も証明書を発行することといたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

事務局 資料No.4 - 5をご覧くださいと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、この件について調査されました高橋敏昭委員、調査結果の報告をお願いいたします。

高橋(敏)委員 19日に事務局2人と行ってきました。栗畑と植木で、剪定していないので伸び放題ですごかったです。本人は80歳を過ぎているので、お手伝いを人に頼んでいるらしいんですけども、今、入院しているそうです。あと、さんもたまに手伝うそうです。栗は、自宅、近所、お寺等に分けているそうです。草は余り生えていないです。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。
次に、6件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、1枚おめくりいただきまして、資料No.4-6をご覧いただければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 この件について調査されましたのは苅部嘉也委員ですが、本日欠席のため、事務局から調査結果の報告をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局の方から代読させていただきます。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願ということで、6月20日に事務局2名とともに現地を調査いたしました。相続人である さんに立ち会っていただき、お話を聞くことができました。

農業経営は さんが主体となってやられており、畑にはトマト、ナス、キュウリ、トウモロコシ、カボチャ等の夏野菜が栽培されておりました。また、ビニールハウスが 棟あるのですが、ハウスの中にはイチゴ苗が栽培されており、時期が来たら定植することとでございます。販売方法は直売がメインで、特にイチゴは近隣農家では栽培していないため、よく売れているということとございました。肥培管理に関しましては、雑草もなく、きれいな畑で全く問題はございません。

以上でございます。

高橋会長 この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 意見はないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。
次に、7件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-7をご覧いただければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 では、調査されました佐藤満秀委員、結果の報告をお願いいたします。

佐藤(満)委員 6月20日水曜日、当日、雨だったのですが、午前10時半から事務局の2名と私の3名で、調査を実施しました。

対象の農地は 丁目で、面積は m^2 、当日、相続人の さんに対応していただきました。対象圃場の大方がブドウの施設栽培となっておりまして、立派なハウスがざっくり 棟建てられておりまして、その中にブドウがたくさん栽培されておりました。広報等によってブドウのもぎとり等の希望者を募り、観光農業を重点に農業に従事しているとのことでした。実際に農業に従事されている方は、 さんと さんの2名ということでした。

同圃場では、一部、夏野菜であるキュウリですとかトマト、ナス、スイカ等が栽培されておりまして、畑で直売されているとのことでした。肥培管理につきましては、とてもきれいに管理されておりまして、この案件につきましては、問題ないと感じました。

以上です。

高橋会長 ありがとうございます。この件について意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長 では、ご意見はないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

最後になります。8件目を事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-8をご覧くださいければと思います。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

高橋会長 それでは、調査されました山崎義清委員、調査結果の報告をお願いいたします。

山崎(義)委員 それでは、報告します。

6月20日に事務局2人が同席しまして、行ってまいりました。相続人である さんが立会人だったのですが、 丁目と 丁目の2筆になっていまして、 丁目の方は m^2 と

非常に広いところなんです、サツマイモを5、6年植えていまして、この数年、幼稚園とか小学校の芋掘りをやっていたんですが、長く同じものを作っていたので連作障害を受けて、今は別の作物を並べているというのが実際のところなんです。

ちょっと先に戻ってしまいますが、農業経営としては、相続人の　さんと　さんの2人で作業をしていまして、　さんは勤めているということですが、休みの日に手伝うぐらいということなんです。先程言いましたように、　丁目の方は、サツマイモの畑は少し休ませて、別の作物、枝豆とかトウモロコシ、ウリとかカボチャをやっているんですけど、かなり広いところなので、数年待たないと無理だろうと。　丁目は、半分がブルーベリーとミカンで果樹になっていまして、これはもぎとりをやっているそうです。販売の方は、とにかくその広さで野菜を作るので、自宅で販売しているんですけども、いろんな催し物とか自宅販売を追いかけ回しながら処理して売らないと、すごい量なので、大変らしいです。肥培管理の方は、非常にきれいにできておりました。

以上でございます。

高橋会長　ありがとうございました。ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長　意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長　ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についてを上程いたします。

この件につきましては、先日、総会で事前に資料を配付していただき、各自検討していただくことになっておりました。皆様に審議いただく1点目、別段の面積を定める設定区域を世田谷区全域としてよいかということ、2点目は、現在30アールとして設定されておりますが、下限面積を修正する必要があるかどうかについて決定し、事務局がこの審議結果の公表を行っております。

まず先に山崎義清委員から時計回りで各委員に2点の審議事項についてご意見をいただき、最終的には挙手により決定したいと思います。

その前に、何かご発言をされたいとか質問をしたいという方はいらっしゃいますか。

ないようです。それでは、山崎委員から順番に菅沼委員までお願いいたします。

山崎（義）委員 初めての農業委員なので、もうちょっとかみ砕いて委員へ説明してほしかったなというのはありましたけれども、よくよく読みました。一生懸命やった結果、結論を先に言いますと、30アールでいいと、世田谷区全域でいいというのが答えです。

後ろのいただいたデータを見ますと、20アールになると、結構減っています。小さい土地を持っている人はどんどん売ってしまうという状態だと思うんです。逆に言えば、30アールぐらいのは、それほど減っていない。1%ぐらいでおさまっているという状態で、30アール、40アール、50アールというふうに増えていけば増えていくほど、データとしていい数字になっている、ずっと畑として残っていると思いましたが、とりあえず30アールでいいというのが答えです。

それとあと、都税の方に電話しまして、路線価はどうなっているんだと。3年に1回見直していますけれども、大体、世田谷は年に平均1%ずつ上がっているんだそうです。3年に1回3%ずつ上がっているの、この6年間で6%上がっている。10年で大体10%、路線価としては上がっている。これは場所によって随分違うらしいんですけども、世田谷は平均で言うと、都税事務所では1%ぐらいの路線価かなということをしていました。そういうことも考えて、30アールでいいと思いました。

以上でございます。

佐藤（満）委員 私は山崎委員のように数値的な分析はしていないんですけども、まず、対象として世田谷区全域でいいかということに対しては、世田谷区全域でいいと考えております。余り差別化とかしないで、画一的というか統一的な見方をしていって、もし、そこでまた何か不具合が出た場合には、どうしてもこの地域に関してはという問題が出た場合は、再検討する必要があるかもしれないが、当面はそれでいいのではないかという気がします。

面積につきましても、30アール未満にするかということに対しては、緩和施策がいい場合もあるでしょうけれども、甘くすることに対してはいかなものかと考えます。農地保全という立場からすると、小規模のところを認めていくよりも、今まで問題がなかったのであれば、現状を維持して、それによって農地の保全する面積をある程度確保していった方がいいのではないかと考えます。

以上です。

橋本委員 私も、ほかの区は50アールが多いということをお聞きしまして、それに都市

農地の制度もこれから変わると思うので、30アールの様子をしばらく見ていくべきだと思います。ですから、このままでと私は思います。

高橋会長 あと、世田谷区の中の話は。全域とか、そういう話は。現況のままでよろしいでしょうか。

橋本委員 要するに、私はこのままということです。

渡邊委員 区域につきましては、当然、この場での検討ということで、世田谷区全般で結構だと思います。

あと、28年、29年ですか、添付されている世田谷区農家基本調査のデータで、20アールも妥当なのかなということのようなんですけれども、そもそも現行30アールですから、30アールにおきまして、実際の申請が最後の参考資料についていますけれども、30アールの3000㎡ということで見ましても、3件ぐらいなんです。20アールの最低下限に落としますと、2件ぐらいが規定どおりで取り込まれるとは思われるんですけれども、そもそもが、それ以外の15アール未満のケースもございますよね。これらがどうして申請されて、認められているかといいますと、ここに添付はないんですけれども、政令の農地法施行令第6条の特例規定で面積を例外規定で認めてしまっている訳です。そうしますと、現行であるうが、20アールに落とそうが、この政令を適用することにおいて、最低下限というのはだんだん影響はなくなってしまうので、特段落とす必要もないと思われました。

以上です。

田中（光）委員 私もよく分からないんですけれども、今、渡邊委員が言ったように、下限を30アールにしても、30アール未満の畑でも、夏と秋で2回転させたら倍になって、すぐクリアしてしまうんです。別にその下限を決めなくてもいいんじゃないかとは思っているんです。ちょっと極端な話なんですけれども、余り理解していない面もあるんです。地区は、そういうことを考えれば、もとは全部50アールでしたか、それで世田谷だけ30アールに落としたという経緯は聞いたんですけれども、世田谷だけ落としたのは、よく分からないということもあります。

以上です。

高橋（敏）委員 私も世田谷区全域で、30アールでいいと思います。やっぱり相続くらいは、結局、後継ぎがいなければ農地がなくなってしまうので、どちらでも同じだと思います。

以上です。

上野委員 全域に限るかに関しては、全域がいいと思います。特に、どこかに分けたとき、お互い、よほどはっきりした理由がなければできませんし、また、分かれたとしても、つまらない感情を持ってしまいますから、明確な理由がない限りは平等に適用するべきだと思います。

それと、余り下げ過ぎるのはよくないと思うので、30アールぐらいでとめるのがいいと思います。生産緑地でも実際は、そこで野菜を作ってくださいということですから、ある程度の規模がないと、ちゃんとしたものはできないと思います。むやみにただ下げると、転売のために一時的にとか、そのように悪用されることも考えられると思うので、先程、橋本委員もおっしゃっていましたが、30アールで実際どうなのか、それを施行して、数年間で様子を見るというのは私も賛成です。ですから、むやみに下げずに30アールぐらいで様子を見るというのがいいと思います。

佐藤（治）委員 私も大体同じような意見で、世田谷区全域で、30アールでいいんじゃないかと思います。特別なものは特例みたいな形で、そういう事例が発生したら、いろいろ相談に乗るといふか、適用していけばいいんじゃないかと思います。

以上です。

池亀委員 結論から申し上げますと、世田谷区全域ということと、現在の30アールはこのままでよろしいと思います。これは区域を修正する必要があるかという文言があるんですけども、何か特段理由があるんですか。

高橋会長 理由はありません。世田谷区全部でやるのか、部分的にこの地区はこうという話だけです。

池亀委員 ただ、先程皆さんがおっしゃっているとおり、その線引きが非常に難しいと思うんですけども、何か特段の理由があって、こういう議題が出てきているのか。ほかの地区や何かを見ても、練馬区は練馬区、三鷹は三鷹で、地域を限定したりしていないですよ。

高橋会長 限定してはおりません。世田谷区も全域だったんです。今でも全域です。ただ、順序を踏むと、まず分けるのか、全域なのか、それだけの問いなんです。私はそう思うんですけども、理由はないはずなんです。分ける理由もなければ、分けた事実もありませんので。

池亀委員 世田谷区は全域で、そのままあれだし、30アールにしても、畑をやるといふ意欲の方がその農地を取得したりする訳で、これを20だとか10アールに下げると、

畑をやる目的じゃなくて、違う目的の人たちも入り込む余地が出てきてしまうと思うんです。だから、畑の規模云々を鑑みても、30アールぐらいを下限の限度にしておいて、あとは最終ページの事案にありますけれども、特別な事情のものは、こういう形で対応はできる訳だから、それを20アールに下げる、10アールに下げる必要性はまるっきりないのではないかと思います。

以上です。

森委員 世田谷区全域で、下限面積30アールがいいと思います。うちも畑はそんなにないんですけれども、夏と秋に作ると、やっぱり30アールぐらいないとできないので、下限面積は30アールでいいと思います。

以上です。

田中（宏）委員 私も思っていることは皆さんとほぼ一緒で、このまま現状維持、世田谷区全域で、30アールでいいと思います。2番の審議を求める理由の下の方に「農業委員会は、毎年」と書かれているので、また来年も、これについて検討しなければならないことになると思うので、こういったことに関しても、今年度はこのままでいいのではないかと思います。

以上です。

永井委員 私も、やはり世田谷区全域で統一した方がよろしいかと思います。それとあと、下限面積の30アールという問題なんですけど、今まで非常に大きな畑なんか結構多かったんです。それから、区画整理により結構小さい畑が多くなってきています。かといって、家庭菜園を自分たちがやる訳じゃないですから、ある程度の面積を確保できないと、農家として生計を立てていられないと。例えば10アールくらいで生産緑地、確かに税金だけのことを考えれば、非常に助かることは助かると思うんですけれども、先程から出ておりますように、使用目的が違ってくるのではないかと思いますので、できましたら30アールでお願いしたいと思います。

以上です。

三田委員 あえて異論を申し上げまして、私は20アールがよろしいかと思います。というのは、データの的には、世田谷の実際の農地のところの中央値というか、20アールが多い訳ですから、これを無視するというのは余り自然ではない。ただ、皆様がおっしゃるとおりに、これを20アールにするのは、悪用されるおそれが極めて強い訳です。ですので、全域は変えるべきじゃないと思うんですけれども、20アールにした方がいいとは、意見とし

では思うんですけれども、やっぱり20アールにしてはだめだろうなみたいなことは、かなり強く思っています。ただ、生意気なことを言うようですと、やっぱり制度設計的には素直な形でやっていくのがよいので、データが出ているんだったら、それを追う。ただ多いのを追認すれば素直かどうかという、それは間違いだとは思いますが、そういう小さい農地を生かすメリットが出てこない訳ではないという可能性もあるということで、20アールにしてもいいのではないかとという少数意見を述べさせていただきます。

高橋（良）委員 まず、地域については、世田谷区内で場所的に変えるのはおかしいと思いますので、全域というのは、そのままいかないとまずいと思います。それとあと、面積なんですけれども、私も本来ならば20アールにしてもいいんじゃないかなと思います。ただ、現状で農地はどんどん小さくなっているんですけれども、今の時点で20アールにするのがいいのか悪いのかはちょっと分からないんです。現状でいくと、まだ30アールでもいいのかなと。本来は20アールにしていきたいんですけれども、もうちょっと様子を見てからでいいのではないかとということで、とりあえず30アールということで申し上げます。

以上です。

諸星委員 議会の議員として、この1年近く会議に出させていただいて、ただ、正直に言って、まだどうあるべきかということについて意見を述べるほどのものを持っていないものですから、今日は農業委員の皆様のお話を聞いて、区域は変える必要はないんですけれども、30アールがいいのかどうかについては、正直言って、こうだという意見を持っていないものですから、本当に申し訳ないと思っています。ですから、現状維持ということになるかと思うんですけれども、ただ、当然、2022年問題がある訳です。その上で、今回の賃貸借の円滑化法案ということで、生産緑地に関しても賃貸借という新しい制度が出てくるということについては、私たち議会としても、2022年問題を踏まえた上でどうするか。非常に大きな問題を世田谷区としても持っているということをより痛感しておりますので、これからも農業委員の皆様方の思いというか意見をしっかり受けとめて、議会としてどうしていくかということを進めていかなくはいけないなと率直に思っておりますので、これからもしっかり意見を聞かせていただきたいと思っております。

以上です。

真鍋委員 全域と現状維持の30アールで、今年は推移を見たいと思います。

以上です。

菅沼委員 地域は世田谷区全域で、面積は30アールでお願いします。

以上です。

事務局 本日、ご欠席のお2人からもご意見を頂戴していますので、この場で、事務局から代読させていただきます。

まず、苅部委員からです。メリット、デメリットを比較してみると、デメリットの方が大きいような気がするというご意見をいただいております。その中で、現状維持で、区域については世田谷区全域、また、面積については30アールのままでよいと思います。今後、生産緑地の貸借の法律、また、特定生産緑地の制度の指定という部分についての動きがある中で、いろいろなことが変わろうとしていると。その中で、まだまだ不透明な部分が多いというところもあるので、もう少し現状のまま様子を見てみてもよろしいかと思っておりますというご意見をいただいております。

また、山崎節彌委員の方からも、今申し上げたことと重なりますけれども、法律の制度改正、いろいろと動きがある中で現状どおり、要は今までどおり、全域及び30アールのままでよろしいというご意見をいただいているところでございます。

高橋会長 ありがとうございます。大体お話でほぼ分かりましたけれども、一応賛否は問いたいと思います。

まず、区域は世田谷区全域のままでよいと思う方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。全員ということで、現行の世田谷区全域のままいたします。

次に、現行の30アールのままでよいと思う方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長 ありがとうございます。それでは、現行の30アールのままいたします。

ちょっと私の方からお話をさせて下さい。一応30アールで決まりましたが、例えば10アールにしても、よほどお金がない人でない限り、10アールを移動するだけでも億単位とかがかりますので、そんなに簡単には権利移動はできないと私は思っています。ですから、別に20アールにしようと、40アールにしようと、その辺については余り問題はないような気がします。何年もやってきているうちに、そういう考えになりました。

それと、今度、貸借の話は、農業者に向けてうまいような話になってもらいますと、これが20アールであろうと30アールであろうと、制限はなくても、借りて農業はできますので、そういう意味では、余り問題はないような気もいたします。

本当は私は意見を言っははいけないんでしようけれども、そんな話をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、事務局は、この結果の公表等の手続を行って下さい。

以上で農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める面積等についての審議は終わります。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の平成30年8月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.6、平成30年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧くださいと思います。

次回の総会開催日時につきましては、7月30日月曜日の午後3時から、会場はこちらの区役所第2庁舎5階第5委員会室にて開催されることが決定しております。

8月の総会開催日時につきましては、8月29日水曜日午後3時から、会場は区役所三軒茶屋分庁舎4階会議室の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

高橋会長 今、お話しいただいたとおりで、開催案について何かご意見はございますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 それでは、開催案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高橋会長 では、開催案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の農地利用状況調査の農家への周知についてを協議します。

事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.7、農地利用状況調査の農家への周知についてをご覧くださいと思います。なお、こちらに掲載する内容につきましては、来月7月に発行される「せたがや営農だより」の内容の案でございます。主に農地パトロールの日程について協議をさせていただければというところが本題でございます。

こちらの文章を読ませていただきます。まず、農地利用状況調査を実施しますという中で、平成21年の農地法の改正により、農地を所有している方は、農地を適正に管理しなければならない責務が規定されたということが農地法第2条の2に定められたところがございます。このため、農業委員会が実施する農地パトロールが法制化されました。また、

適正に農地が管理されていない場合におきましては、農地法第30条　これは年1回実施する農地利用状況調査のことでございます　に基づいて、必要な指導を実施します。また、改善が見られない場合は、相続税等納税猶予適用農地におきましては税務署に通知され、その結果として、期限が確定されることがありますという注意書きをさせていただいています。

この日程の部分についてご協議いただければと思いますが、世田谷区農業委員会におきましては、9月1日土曜日から10月20日土曜日まで農地パトロールを実施し、農地の利用状況について調査をしますという形で掲載させていただきたいと思っています。

なお、こちらの期間の部分についてなんですけれども、昨年から農業委員の皆様には農地パトロールへのご協力をお願いいただいている中で、おとしまでは8月の中旬、具体的に申し上げますと、8月15日からおおむね1カ月半、9月30日までと設定させていただきましたが、昨年、農業委員の皆様が就任されてからは、農業委員が新しくなったということもあったものですから、そのパトロールの資料配付と事前周知の期間も含めて考慮させていただく中で、半月間、9月1日から10月20日までということで、昨年、皆様にご協力をお願いしたというところでございます。

私どもも事務局としても、8月の中旬から9月末という話になりますと、お盆期間、相当暑い期間と想定される中で、若干暑さが涼しくなりますという部分も考慮し、今回におきまして、概ね9月1日から10月20日という昨年どおりの日程でよろしいかという部分も含めまして、このとおりでよろしいかご提案させていただきます。今回の周知文をご確認いただくとともに、農地パトロールの期間についてご確認いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、農地パトロールのご案内につきましては、来月もしくは再来月の総会の中でまた詳しく説明させていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

高橋会長　ありがとうございました。何かご質問、ご意見はありますか。

大変暑い中で、9月1日といってもかなり暑いですから、10月20日ぐらいになれば涼しくはなるでしょうけれども、9月いっぱいには相当暑い時期で、皆様、本当にお疲れさまでございます。よろしく願いいたします。

(日程について協議)

事務局　25日まででいかがですか。10月25日であれば、ある程度可能だとは思っています。

真鍋委員 10月20日までの農地パトロールを25日までになれるんですか。

事務局 それでどうでしょうかというご提案でございます。

真鍋委員 各農業委員がその方がいいと言われたら、ぜひともそういうふうに決めてほしいと思います。

高橋会長 10月25日までということは、9月も5日ずれるのですね。

事務局 ずらしても結構ですし、9月1日のままでも結構です。期間が延びれば延びるほど、農業委員もその方がよろしければ、それは構わないと思います。

高橋会長 10月25日までとすることとしてよろしいですか。

高橋(良)委員 前が確か8月15日から9月30日で、そのときだと本当に暑い時期なのと、ちょうど夏作が終わったりといったときで、何も無い状況は一部あったりするのと、そのころ、草がぼうぼうで、自分の家がそれどころじゃないという状況もあって、大体いつも一番最後の二、三日前ぐらいにまとめて行っていたのが、私の場合の実情なんです。9月1日から10月20日になれば、何とか行けるんじゃないかなと。秋作もその辺で何とかなるし、お祭りとか、いろいろ重なってしまうんですけども、このぐらいの中に集中的にやってしまった方がいいかなと。だから、別に延ばさなくてもいいのではないかという気もしないでもないんですけども。

真鍋委員 そういう声があって、せっかくそう言ってくれたんだから、どうですか。5日ぐらい延びても余り変わらないと思うんですが、ずらせるのであれば、ありがたいです。

高橋会長 農業委員さんは、自分で全部日にちを決めて、9月1日からずっとやっている訳じゃないので。ほぼ10日ぐらいですよ。

高橋(良)委員 私は1日で回ってしまいました。多いところは、3日とか4日かかる人もいますので、ある程度集中的に回っていると思います。

高橋会長 1日からぼつぼつやっているという方はいないと思いますから、今発表した10月20日でもいいですか。

高橋(良)委員 せっかく言ってくれたんだから、25日まで延ばしたらどうですか。

高橋会長 そういうことでよろしいでしょうか。これは賛否を問うことでもないので、25日ということで。

高橋(良)委員 もう1ついいですか。資料の配布については、内容の確認をしたいので、みんなのいる場所で配ってほしいんです。そのときに見て、前、あの人の地区だったのがこっちに入ってきているとか、その確認をして、その意見のやりとりをして、きちん

と落ちがないようにしたいというのがあって、資料を配るときに、その時間をとってほしいなど。

高橋会長 それはできますか。

事務局 配るのは8月でしたか。

高橋(良)委員 8月末ですよ。そのときに渡して、確認をする時間をとってもらえればと思うんです。

事務局 もし昨年行っていただいたときの資料をお持ちの方がいらっしゃるのであれば、照合するという形でも結構です。

高橋会長 それでは、それでよろしく願いいたします。

事務局 分かりました。

高橋会長 ほかにございますか。ないようであれば、この件は終了いたします。

以上で協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(7)について、事務局から報告願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.8をご覧くださいと思います。区内地区農業委員研修会の開催についてのご案内でございます。

毎年、この時期、7月、8月に、東京都農業会議にて、区部、23区内の農業委員さんを対象とした研修会を各区持ち回りで開催させていただいています。今回につきましては、世田谷区が担当でございますので、7月31日の午後に、世田谷区役所の三軒茶屋分庁舎の3階会議室にて開催させていただくという流れになっております。

内容としましては、3番にもありますとおり、今日お配りさせていただきました資料にもありますけれども、例の貸し借りという制度が成立しましたという部分についての説明を初めとして、特定生産緑地制度の説明をはじめとした昨今の農地制度の改正部分を含めた形での研修を行うという流れになっております。東京都農業会議の業務部の職員の方が講師として行っていただくという流れになっている中で、7月31日の火曜日、午後1時半から三軒茶屋分庁舎の3階の会議室にて開催されますので、ぜひ皆様、ご都合のつく限りご出席いただきたいと思います。なお、前日の7月30日月曜日は農業委員会総会が午後開催されます。31日の午後につきましても、引き続き農業委員研修が開催されますので、本当にお忙しい中だと思いますけれども、できる限り、皆様のご出席をよろしく願いしたいと思います。

なお、先に何うようで恐縮でございますが、31日の研修について、事前に何名出席するか、東京都農業会議に報告しなければいけないので、今日の時点で31日はだめですという方はいらっしゃいますでしょうか。今日でなくても、途中でだめになったとか、そういうのがあれば、事務局の方にご連絡いただければ対応させていただきますので、ぜひ皆様のご出席のほどよろしくお願ひしたいと思います。

高橋会長 2日間にわたって大変でしょうけれども、ぜひご協力をお願いいたします。

高橋(良)委員 これは全員出席が原則ですか。

事務局 農業委員の研修ですので、基本的に全員出席で。ただ、本職の農業があつてのことでございますから、どうしても出席できない場合、強制ではございませんので、できる限りのご出席ということでご理解いただけたらと思います。もし都合が悪くなったら、事務局の方にご連絡いただければ、もちろん承りますので、よろしくお願ひいたします。

資料No.8につきましては以上でございます。

続きまして、資料No.9に移らせていただきます。東京都指導農業士制度のご案内で、こちらは東京都産業労働局で行う事業のご案内でございます。

見開きをご覧いただければと思います。まず、東京都の指導農業士とはどのような制度かと申しますと、東京都内の地域農業の振興に関する活動を行い、農業後継者や新規参入者等に対する指導、育成に意欲的な農業者に対し、東京都知事より東京都指導農業士として認定されるものであり、平成28年度から創設された事業でございます。現在、東京都下を中心に、21区市町村から69名の指導農業士が認定されていますが、世田谷区にはまだお1人もいらっしゃらないというところでございます。

指導農業士と認定された後につきましては、指導農業士を活用した農業研修等の実施により、将来の東京農業の中核を担う次世代のリーダーの確保、育成がしやすくなるとともに、東京農業のさらなる振興、発展につながるものと期待されています。主な活動につきましては、今申し上げたとおり、東京農業の振興に関する活動、農業後継者や新規参入者等の指導、育成、女性農業者及び青年農業者が活躍できる環境づくりの推進等に従事していただきます。

指導農業士になるための要件につきましては、見開きの左下の方にも具体的に記載がございますけれども、本人からの申請があつた場合に、農業委員会総会での協議を経た上で推薦が必要になるということから、本日、この制度の情報提供をさせていただければと思ひまして、資料の提供をさせていただいたところでございます。

なお、そのほかの部分につきましては、こちらの資料のとおりでございますので、後ほどご確認いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、資料No.10に移らせていただきます。今月10日の日曜日に開催されました第65回世田谷区夏季農産物物品評会の特別賞入賞者のご報告でございます。

出品点数につきましては、昨年よりもはるかに多く683点の出品がございました。ご出品いただきました農業委員の皆様、本当にありがとうございました。

特別入賞者の一覧は資料のとおりです。受賞された方につきましては、8月20日月曜日、区役所第3庁舎3階ブライツホールにて開催されます表彰式にて表彰される予定です。

また、今年の11月にも花展覧会、農業祭が開催される予定でございますので、農業委員の皆様におかれましても、引き続きのご出品につきまして、ご協力のほどよろしくお願いたします。

続きまして、資料No.11に移らせていただきます。世田谷産農産物即売市のご案内でございます。こちらのチラシにありますとおり、世田谷区内産の新鮮な農産物を知っていただくために即売市を開催しますというところで、一番下の方にあります主催としましては、世田谷区農業青壮年連絡協議会及び世田谷区にて開催するところでございます。日時につきましては7月8日の午後3時から、三軒茶屋ふれあい広場にて開催されますので、お時間のある方はぜひご覧になっていただければと思います。

続きまして、資料No.12に移らせていただきます。ふれあい農園、2点のご案内でございます。

まず、1点目が「ブルーベリーつみとり」の開催についてでございます。開催農園につきましては、給田にあります穴戸農園ほか3園にて開催されます。開園日時、料金、販売方法等につきましては、ご確認いただければと思います。なお、周知方法につきましては、7月1日発行の「区のおしらせ」及び区ホームページにて周知させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

また、同じく「えだまめの収穫」の開催についてでございますけれども、岡本にあります榎本農園ほか2園で開催されます。所在地、開園日時、料金等につきましてはご覧いただければと思います。同じく周知方法につきましては、7月1日発行の「区のおしらせ」及び区ホームページでご紹介させていただきますので、ご承知いただければと思います。

続きまして、資料No.13に移らせていただきます。平成30年度「女性新規就農者交流会」参加者募集の案内送付でございます。なお、こちらにつきましては、右上に書かれており

ますとおり、公益財団法人東京都農林水産振興財団からのご紹介でございます。

別紙のチラシもご覧いただければお分かりいただけますとおり、女性の新規就農者を対象とした交流会を開催させていただく中で、8月10日に、下の方の会場にありますとおり、J A東京南新宿ビルの3階にて開催されます。今申し上げましたとおり、管内の女性新規就農者の方、具体的には後継者や婚姻等により就農された方、また、新たに農地を借りて就農された方で興味をお持ちの方にお知らせいただきたくということでございますので、農業委員の皆様にも情報提供させていただきますので、ご承知いただければと思います。

続きまして、資料No.14に移らせていただきます。東京アグリマネジメントスクールイタリヤ農業事情視察の実施についてでございます。こちらは、右上にありますとおり、東京都農業会議の開催している事業でございます。東京都農業会議に事務局を置く東京都農業経営者クラブにおいては、スローフード運動発祥の地である農業事情等を見学する視察旅行を別添の案内資料のとおり開催することといたしましたということでございます。

なお、皆様にご案内をさせていただく中で、もし行かれないという方につきましては、8月24日までに東京都農業会議の方にお申し込みいただければということでございますので、ご承知おきください。

高橋会長 大変勉強になるようですけれども、自弁だそうですから、よろしく願いいたします。

事務局 事務局からの報告は以上でございます。ありがとうございます。

高橋会長 ありがとうございます。質問はありますか。

(「なし」の声あり)

高橋会長 質問がないようでしたら、この件は終了いたします。

続きまして、次第7、その他の事項に移ります。

その他の事項がありましたら、お願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.10をご覧いただければと思います。例月報告させていただいております都内産農産物の放射性物質検査の結果の報告でございます。今回、6月7日、裏面の6月14日及び6月21日、次のページの6月28日、東京都内の農産物の放射性物質検査のご報告をいただく中で、世田谷区内の対象はございませんでしたけれども、全て問題なしですので、情報提供させていただきます。

事務局からは以上でございます。

高橋会長 以上で予定案件は全て終了いたしました。

全般的に何かご意見がありましたら、お願いいたします。

事務局 今日ご審議いただいた部分については以上ですけれども、本日、合わせてお配りいたしました添付資料で、世田谷区農業振興計画素案をつけさせていただいております。こちらにつきまして、総会が終わりました後、若干事務局から補足説明をさせていただく機会を設けさせていただければと思います。合わせて生産緑地にかかわる制度も若干取り扱って説明させていただければと思っておりますので、総会が終わりました後、引き続き、よろしくお願いいたします。

高橋会長 それでは、本日の農業委員会総会を終了といたします。ありがとうございます。

穴戸会長職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

(穴戸会長職務代理者 あいさつ)

午後 4 時29分閉会